

## 経営事項審査の改正について

平成19年6月13日

経営事項審査改正専門部会取りまとめ

## 一 はじめに

経営事項審査は、建設業法の規定により、公共工事を請け負おうとする建設業者に義務付けられた経営に関する客観的事項に関する審査である。この経営事項審査の審査結果を点数化した総合評定値は、各公共発注者による競争参加資格の審査において共通して利用され、通常、各公共発注者が独自に審査する主観的評価事項の点数と合わせた総合評点によって、必要に応じA～E等の等級に区分する仕組み（いわゆる「格付け」）が採用されている。

経営事項審査は、平成6年の改正によって構築されたX（経営規模）、Y（経営状況）、Z（技術力）、W（その他の審査項目）の体系を基に、平成11年のYの抜本改正をはじめ、数次にわたる改正を経て現在に至っている。経営事項審査は、公共工事の発注における企業評価のいわば共通の物差しであり、企業経営の実際に与える影響も大きいため、その評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、適時の見直しが必要である。また、経営事項審査が適切に機能するためには、審査の公正を確保するとともに、その適切な利用を図ることが必要である。

こうしたことから、本専門部会においては、次のような観点から経営事項審査の改正について検討を加え、経営事項審査が公共工事の企業評価における共通の物差しとして、公正かつ実態に即した評価基準となるよう、また、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しするものとなるよう見直しをすることとする。

- ① 現行の経営事項審査における評価の現状、建設業の経営環境や企業評価に関する考え方の変化、入札制度改革の進展等を踏まえ、経営事項審査が企業努力を適切に評価し、企業経営の実態を的確に反映したものとなるよう、評価項目及び基準を見直すべきではないか
- ② 公共工事の発注の公正を確保するため、虚偽申請を徹底して排除すべきではないか
- ③ 企業経営の効率化を図るために企業が行う企業形態の多様化等の努力を経営事項審査

が阻害しないようにすべきではないか

- ④ 公共工事の発注者が競争参加資格審査や入札参加資格審査等の場面で経営事項審査を適切に利用できるようにすべきではないか

検討に当たっては、経営事項審査が公共工事の企業評価において制度上果たす役割を踏まえることはもとより、民間発注者や金融機関等における幅広い利用など本来の制度的位置付けを超えた利用形態が見られること、公共工事の発注において経営事項審査の結果だけで企業評価が行われている実態が広く見られること、こうしたこともあって建設業者の経営方針や企業活動にも大きな影響を与えていることに十分に意を用いることが必要である。

## 二 評価項目及び基準の見直し

現行の評価項目及び基準については、完成工事高評価への偏重、経営状況分析における評点分布の偏在等の課題があり、各項目について次のように見直しを行うべきである（具体的な内容については別紙のとおり。）。なお、改正による新たな評価項目及び基準による審査を平成20年度から行うことができるよう、所要の準備を進めることとする。

### (1) 完成工事高、利益、自己資本をバランス良く加味した規模評価（X1・X2）

X1の完成工事高については、過去2年間の平均の完成工事高に対応して、最高2616点から最低580点の評点が与えられ、総合評定値の算定に際しては、当該評点に対し0.35の係数が乗じられているが、他の指標に比べても、評点の幅が広い上に、係数も大きいため、経営事項審査の結果全体に大きな比重を占めている。完成工事高は、施工能力を端的に示す量的な指標として企業評価における重要な役割を果たしており、今後もその重要性に変わりはないが、経営事項審査における完成工事高の重視は、完成工事高競争を助長し、企業の合理的な経営戦略を歪める一因となっているものと考えられ、市場において企業評価が利益を重視していることとも乖離が見られる。今後、建設市場の量的拡大が望めないなど建設業を取り巻く環境が大きく変わる中で、企業評価においても、量的な側面だけでなく、質的な側面を重視する必要がある。

このため、評点が上限となる完成工事高を2000億円から1000億円に引き下げ、これに伴って評点分布を圧縮するとともに、総合評定値の算定に際して完成工事高の評点（X1評点）に乗じる係数を0.35から0.25に引き下げることとする。

また、現在は自己資本を完成工事高で除した値、職員数を完成工事高で除した値を評価しているX2について、これらの評価項目を廃止し、これらに替えて、利益額及び自己資本額を評点化して評価することとする。利益額としては、会計基準による差異が小さく、年度の変動も小さい利払前税引前償却前利益（EBITDA）が適当である。総合評定値の算定に際しては、利益額の評点と自己資本額の評点を概ね1：1で合算して得たX2評点に0.15を乗じることとする。評点の設定に当たっては、兼業企業に有利とならないよう、建設業を主とする事業者のEBITDA及び自己資本額の水準を勘案することとする。

## （2）企業実態を的確に反映した経営状況評価（Y）

現在の経営状況分析は、平成10年当時に相次いで発生した建設業者の経営破綻等を背景に、建設業者の経営状況、特に、破綻の原因となった不良資産や有利子負債等が経営事項審査に一層的確に反映されるよう、評価項目や評点分布が決められたものである。

しかしながら、現行の経営状況分析については、

- 小規模・零細企業において評点分布の幅が非常に大きく、企業実態に比べ過大な評価がなされる傾向があるなど、評点分布が企業実態と乖離しているのではないか。
  - 評価の内容が固定資産に関連したものに偏っており、結果として固定資産が少ないいわゆるペーパーカンパニーが高い点数を得ている傾向があるのではないか。
- といった指摘がなされており、全面的に見直しをすることが必要である。

見直しに当たっては、

- ペーパーカンパニーが実力に見合わない高い得点を取ることを防止するなど実態に合った評点分布となること
  - 評価の内容が固定資産など特定の指標に偏らないようにすること
- を念頭に、絶対値の指標も排除することなく評価項目を選定し、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性及び絶対的力を評価できる次の8つの指標による新たな評価体系とすることとする。
- a 純支払利息比率
  - b 負債回転期間
  - c 売上高経常利益率
  - d 総資本売上総利益率
  - e 自己資本対固定資産比率
  - f 自己資本比率

g 営業キャッシュフロー（絶対額）

h 利益剰余金（絶対額）

このほか、最近の企業評価において連結評価が主流となっていること、子会社との間の経理操作等を排除した的確な評価を行う必要があることから、連結財務諸表の作成を義務付けられた会社（会社法の大会社かつ有価証券報告書提出会社）については、連結財務諸表により経営状況の審査をすることとする。

総合評定値の算定に際してY評点に乗じる係数は、現行どおり0.20とする。

### （3）よりの確な技術力評価（Z）

技術力については、在籍する技術職員で監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者を評価対象としているが、技術職員の人数だけでなく、技術職員の能力、資格、継続的学習への取組等を反映したきめ細かな評価を行うことが適当である。このため、法令に基づく制度化を前提に、新たに基幹技能者に加点をし、専門工事業における人材育成の取組みを評価するとともに、監理技術者講習の受講者について加点評価することとする。

また、公共工事の元請負人として求められるマネジメント能力を的確に評価する観点から、マネジメントをした工事の積み重ねを量的に評価できる元請完成工事高を評価することとする。

これらの見直しを行った上で、技術職員に関する評点と元請完成工事高に関する評点を概ね4：1の比で合算して得たZ評点に0.25を乗じて総合評定値を算定することとする。

なお、企業が取り組む研究開発の状況を的確に評価するため、研究開発投資の額を評価することとすべきであるが、経営事項審査の評価項目としては、業種別の評価項目である技術力（Z）ではなく、Wにおいて評価することが適当である。

### （4）社会的責任の果たし方によって差のつく評価（W）

企業の社会的な責任（CSR）に対する関心が高まる中、建設業においても、社会的責任を適切に果たしている企業を高く評価することが必要である。このため、既存の評価項目のうち、労働福祉の状況、建設業の営業年数、防災活動への貢献の状況については、加

点幅及び減点幅を拡大し、社会的責任の果たし方によって差が付くような評価体系とすることとする。

また、入札談合等の不正行為が相次ぐ中、企業活動における法令遵守の状況を適切に企業評価に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価することとする。併せて、経理面でのコンプライアンスの取り組みを評価するため、会計監査人又は会計参与の設置の状況や社内における経理のチェック体制を加点評価することとする（三とも関連）。

研究開発の状況についても、Wにおいて評価することとし、研究開発費の額を評点化して評価することとする。

こうした見直しにより、W評点の上限は引き上げられるが、総合評定値の算定に際してW評点に乗じる係数は、現行どおり0.15とする。

### 三 経営事項審査の虚偽申請の防止

経営事項審査の結果は、公共工事の発注において利用されており、経営事項審査の虚偽申請は、公共工事の入札契約の公正性を大きく損なう許しがたい行為である。しかしながら、経営事項審査においては、虚偽申請を排除しきれていないとの指摘もあり、公共工事の入札契約の公正を確保するとともに、真面目な建設業者が報われるためにも、虚偽申請を徹底して排除する必要がある。

このため、経営事項審査における虚偽申請を排除するためにこれまでも行われてきた財務諸表上の異常値のチェック、審査体制の強化等に加え、以下の対策を講じることとする。

#### (1) 虚偽を行いにくい制度設計

企業の経理については、企業規模等によって監査の体制等が異なるが、厳正な経理に取り組んでいる企業を評価する観点から、Wにおいて、会計監査人や会計参与を設置している企業に加点評価することとする。これらを設置していない企業についても、経理に関する資格を有する企業の経理実務責任者が経理処理について一定のチェック項目を確認した旨の書面を自らの署名を付して行政庁に提出する仕組みを創設し、これについては、Wにおいて加点を行うこととする。なお、そうした書面を提出したにも関わらず、後日、経営状況について虚偽申請がなされた場合には、加重して監督処分を行うこととする。

また、経営事項審査の評価項目の中には、申請者にとって審査基準が曖昧なものや審査行政庁によって審査基準に差があるものがあり、申請内容の適否を明確に判断しがたい、あるいは審査結果に差を生じることがある。また、経営状況分析に用いる財務諸表については、会計監査人の設置された企業では厳格な会計処理がなされる一方で、会計基準についての知識が十分ではない中小の建設業者も多く、審査行政庁が不適切と思われる経理処理を虚偽として監督処分できるかどうか判断に迷う場合もある。このため、審査基準をできる限り、外形的・客観的に判断可能な形で定めるとともに、財務諸表のチェックマニュアルを作成し、明らかに不適切な経理処理を明確にすることで、間違いや理解不足による虚偽を防止するとともに、審査基準の統一化、監督処分に当たっての虚偽の判断基準の明確化を図ることとする。

さらに、現行の評価項目の中には、賃金不払件数や工事の安全成績といった自己申告によるものがあるが、確認が難しいため、こうした項目は廃止することとする。

## (2)虚偽申請に対するペナルティの強化

国土交通大臣の許可業者に対して適用される監督処分基準（多くの都道府県知事もこれと同様の内容により監督処分基準を作成）においては、経営事項審査の虚偽申請を行った建設業者に対しては、15日以上営業停止処分がなされることとなっているが、虚偽申請の排除の徹底を図るため、これを倍増することとする。

## 四 企業形態の多様化への的確な対応

近年の会社法制の整備等を背景に、持株会社化、分社化など企業が多様な経営形態をとることができるようになっている。建設業においても、各企業が最適と考える経営形態を採用できるような条件整備が必要であり、経営事項審査が企業の経営形態の選択を阻害しないようにすることが必要である。

経営事項審査は、これまで企業単体による評価を原則とし、例外的にグループ経審制度又は持株会社化経審制度を活用した場合に限って、企業集団の経営資源を反映した評価が可能となっている。しかしながら、現在のグループ経審制度及び持株会社化経審制度ともに、適用の要件が厳格であることや効果が限定的であることから、実際にはほとんど利用されていない。

このため、企業集団に適用される評価制度を新たに創設することとし、企業の実態に見合わない評価とならないよう、また、不良不適格業者による悪用を防止できるよう、仕組みを整えた上で、完成工事高や技術者数については個別企業の実際の数値に基づいて評価するものの、経営状況については、子会社でも親会社の連結財務諸表に基づいて評価することとする。これにより、子会社であっても企業集団の一員としての実態のある場合には、経営状況の評価が不利なものとならないようにすることができる。

なお、本専門部会の検討の過程においては、企業集団を評価する制度と関連して、企業集団内企業の間で技術者の出向を認めることも検討したが、不良不適格業者による悪用の懸念もあるため、技術者制度に係る議論の中で、引き続き検討を行うことが適当である。

## 五 経営事項審査の活用等

### (1) 主観的事項の審査の推進

経営事項審査は、公共発注者が企業評価を行う上で、客観的事項に関する評価の情報として利用するものであるが、多くの市町村においては、経営事項審査の結果のみによって競争参加資格審査が行なわれるなど、経営事項審査の結果が独り歩きしている状況も見られる。どの発注者でも同様に評価することとなる客観的事項を審査するために経営事項審査の結果を用いることは当然であるにしても、公共工事の発注における企業評価としては、地域の実情も踏まえて、各発注者が独自に審査する要素も含めて競争参加資格の審査を行うことが望ましい。しかしながら、体制の問題等から、市町村におけるこうした取り組みは進んでいないのが実情である。

こうしたことから、発注者、特に市町村が経営事項審査と主観的事項の審査の役割分担についての理解を深め、主観的事項に関する評価の導入や適切な評価項目の設定をすることができるよう、国土交通省において、主観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが適当である。

なお、主観的事項に関する評価は、実際には基準を設けて客観性・透明性をもってなされているにも関わらず、「主観的事項」という用語が発注者の恣意性を想起させるとの指摘もあることから、主観的事項の審査ではなく、例えば、発注者別評価と呼ぶなど、国民にも理解しやすい用語を用いるべきである。

### (2) 経営事項審査の結果の活用

経営事項審査の評価項目の中には、元請完成工事高、労働福祉の状況、防災協定の締結の状況など、発注者が行う競争参加資格の審査や個別工事の入札参加条件、個別工事の総合評価方式の中での評価項目としても利用され得るものが採り入れられており、こうした場面で経営事項審査の結果の情報を適切に活用することで、受発注者相互の負担を緩和しながら、資格審査や総合評価を円滑に実施することが期待される。このため、経営事項審査の結果の利用方法について検討を行うべきである。

## 六 経営事項審査に係る負担の軽減

経営事項審査の申請に当たっては、多くの種類の申請書類、添付書類、申請事項を証明する書類等の提出が必要であり、申請する企業にとっては負担と感じられている。特に、多数の職員を抱えるなど大企業にとっては、用意する書類の量は極めて膨大である。他方で、虚偽申請の防止を図るために、確認しなければならない書類があるのも事実であり、確認のために必要な書類の提出を求めることはやむを得ない面もある。

このため、虚偽申請の確認に支障を来さないよう十分に留意しつつ、経営事項審査、さらには許可申請や競争参加資格申請等における負担も軽減されるよう、提出書類の電子記録媒体による提出、完成工事高が1000億円を超える企業における工事経歴書の記載の省略、有価証券報告書提出企業における附属明細表の免除等の見直しを行うべきである。

## 七 おわりに

本専門部会が取りまとめた経営事項審査の改正は、平成6年以来の抜本的な改正であり、「技術と経営に優れた企業」の新たな評価軸を提示するものである。本専門部会では、経営事項審査の項目と基準の見直しを単に公共工事の企業評価の問題として捉えるのではなく、民間発注者等における経営事項審査の利用の実態、建設産業政策における意義等にも留意しながら検討を行ってきた。また、項目と基準を見直すだけでなく、その周辺にあって本質的な課題である虚偽申請や経営事項審査の使い方についても検討を加えている。

こうして取りまとめられた経営事項審査の改正が適切に実施されることで、公共工事の発注における企業評価が適正になされるとともに、技術と経営に優れた企業が伸びていくことを強く期待する。